

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間等 個別表

法令名	私立学校法第31条第1項、第45条、第64条第6項				
法令番号	C24-270	根拠条項	31-1、45、64-6	担当課	私学課
許認可等の種類	外国人学校を設置する準学校法人の寄附行為等の認可				
<p>(審査基準)</p> <p>別紙「外国人児童生徒等を対象とする私立各種学校を設置する準学校法人寄附行為(変更)認可審査基準」による。</p>					
<p>(標準処理期間)</p> <p>申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附行為の認可、変更認可等は、開設等をする外国人学校の開設等にかかる申請書の提出期限まで</li> </ul> <p>認可・不認可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設等をする外国人学校の開設等年度の前年度の3月31日まで</li> </ul>					

(部局名：環境生活部 )

## 外国人児童生徒等を対象とする私立各種学校を設置する 準学校法人寄附行為（変更）認可審査基準

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 外国人児童生徒等を対象とする私立各種学校（以下「外国人学校」という。）のみを設置しようとする準学校法人（以下「学校法人」という。）の寄附行為の認可に関し必要な事項は、関係法令に定めるもののほか、この外国人児童生徒等を対象とする私立各種学校を設置する準学校法人寄附行為（変更）認可審査基準（以下「審査基準」という。）の定めるところによる。

### 第2章 学校法人の寄附行為の認可

#### （認可方針）

第2条 外国人学校を設置する学校法人は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 設置する外国人学校の経営が営利企業的でないこと
- (2) 設置する外国人学校の公益性、継続性及び安定性が確保できる健全で適正な経営が行われていること
- (3) 設置する外国人学校の収容定員は、80人以上であること

#### （施設及び設備）

第3条 施設及び設備については、外国人児童生徒等を対象とする私立各種学校設置認可審査基準第8条及び第9条の定めるところによる。

#### （設置経費）

第4条 施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）として、当該外国人学校の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていなければならない。

- 2 設置経費の財源には、寄附金を充てるものであり、かつ、申請時において、設置経費に相当する額の寄附金が収納されていなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

#### （経営に必要な財産）

第5条 経営に必要な財産として、認可申請時において、原則として外国人学校の開設年度の経常経費の1/3に相当する額の寄附金が収納されていなければならない。ただし、外国人学校の経営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがある状況において、当該外国人学校の所在する市町が当該学校に在学する者が適切な就学を維持することができるように転学の斡旋等の必要な措置を講ずることを明確にしている場合にあつては、認可申請時に収納されるべき寄附金の額を外国人学校の開設年度の経常経費の1/6に相当する額まで減じることができる。

- 2 完成年度までの各年度の経常経費の財源については、児童生徒等納付金、寄附金、資産運用収入その他の確実な計画による資金をもって充てるものとし、原則として、借入金を用いてはならない。

#### （役員等）

第6条 学校法人には、役員として、理事5人以上及び監事2人以上を置かなければならない。

- 2 理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者でなければならない。
- 3 理事及び監事は、単に名目的な者でなく、私立学校法（昭和24年法律第270号）及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たし得る者でなければならない。
- 4 理事及び監事は、原則として他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねてはならない。
- 5 理事長は、原則として他の学校法人の理事長を2以上兼ねてはならない。

（評議員会）

第7条 私立学校法第41条の規定により設置される評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織される。

- 2 理事である評議員以外の評議員については、学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていなければならない。

（事務組織その他）

第8条 学校法人の事務を処理するため、その設置する外国人学校の規模に応じた適切な事務組織が設けられていなければならない。

- 2 学校法人の事務局長その他の幹部職員は、役員の配偶者又は親族等に偏ってはならない。

第9条 学校法人は、学校運営のために必要な規程の整備を含め、外国人学校にふさわしい管理運営体制を整えていなければならない。

### 第3章 申請手続及び標準処理期間等

（申請者の提出期限）

第10条 寄附行為の認可を受けようとするもの（以下この条において、「申請者」という。）は、学校法人寄附行為認可申請書に別に定める書類を添えて、学校法人の設立年度の前年度の5月31日（5月31日が休日等に該当するときは、当該休日等の翌日。）までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、適正な内容の申請書を受理した後に、内容を審査し、三重県私立学校審議会に諮問するものとする。
- 3 知事は、当該外国人学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、当該外国人学校の開設年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

（寄附行為の変更認可）

第11条 この基準は、寄附行為の変更認可の場合に準用する。

附 則

この審査基準は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成24年4月1日から施行する。